

平成13年9月11日

各 位

住友信託銀行株式会社
(コード番号 8403)

上郷開発株式会社に対する債権の取立不能のおそれに関するお知らせ

今般、当社取引先である上郷開発株式会社が、特別清算手続開始の申立てを行ったことに伴い、下記のとおり、同社に対する債権について取立不能及び取立遅延のおそれが生じたので、お知らせします。

記

1. 上郷開発株式会社の概要

- (1) 商号 上郷開発株式会社
- (2) 所在地 東京都港区浜松町2-3-23
- (3) 代表者氏名 代表取締役 倉田 泰夫
- (4) 資本の額 80百万円
- (5) 事業の内容 不動産業

2. 当該取引先に生じた事実及びその事実が生じた年月日

平成13年9月11日、東京地方裁判所に特別清算手続開始の申立てを行いました。

3. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

貸出金 53,783百万円

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記貸出金に係わる取立不能見込額は、全額償却済みであり、当期業績予想への影響はありません。

以 上

< 本件照会先 > 広 報 室 兵 頭 03 - 3286 - 8146
本店秘書広報室 小 縣 06 - 6220 - 2108

(注意事項)

*インサイダー取引規制に関して

証券取引法第166条3項および4項、並びに同法施行令第30条の規定により、当社ホームページ(<http://www.sumitomotrust.co.jp>)および当社からのE-Mail等を通じて重要情報を入手した場合には「会社関係者から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者」と看做され、当社が施行令第30条1項に基づき報道機関に対し重要情報を公開(日本時間2001年9月11日16時00分)した後、12時間以内に当社株の売買を行うことは、インサイダー取引規制の適用対象となります。したがって当社株の売買を行うに当たり、同規制に抵触することのないよう十分にご留意願います。